

令和2年度事務事業実績評価表

1 事業概要

		課名	福祉課	事業No.	123
事務事業名		会計	一般会計		
		事業区分	政策	実施区分	継続
		開始	S25	終了	
根拠	主要区分	主	記号	計画等名称	
	戦略計画				
	分野別計画				
	法令・例規等		生活保護法		
事業目的	対象	生活に困窮する者			
	意図	健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立の助長			

2 事業内容

2年度取組	取組内容		経費の内容				事業費(千円)	
	<p>・生活保護制度実施のための相談、申請処理、給付、生活指導、自立支援等の業務を行いました。受給世帯に対し、保護制度に則り、査察指導員の指導、助言のもと、担当ケースワーカーが援助方針に基づき適正実施に努めました。特に、稼働年齢層である被保護者に対しては、就労支援員と地区担当員（ケースワーカー）の連携を密にし、ハローワークにつなげる等、積極的な就労支援を行いました。生活困窮者自立支援制度と一体的・連続的な支援が必要であるため、まいさば飯田との連携を強化しました。また、雇用就労が著しく困難な被保護者に対し、就労に必要な知識、能力向上に必要な訓練を行う就労準備支援事業を実施しました。</p>	生活扶助費	180,909	生活扶助費	180,909	住宅扶助費	74,565	住宅扶助費
医療扶助費		295,714	医療扶助費	295,714	介護扶助費	10,416	介護扶助費	10,416
その他扶助費		3,916	その他扶助費	3,916	施設措置費	103,129	施設措置費	103,129
過年度国庫支出金精算負担金		28,231	過年度国庫支出金精算負担金	28,231	生活保護適正実施推進事業費	7,691	生活保護適正実施推進事業費	7,691
会計年度任用職員		4,198	会計年度任用職員	4,198	その他の経費	0	その他の経費	0

活動指標	指標名 (数値で表せる活動量)	単位	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
	保護受給者数	人	500	478	500	455	500	439	500	446
	保護世帯数	世帯	400	389	400	381	400	370	400	376
	保護率	%	4.8	4.7	4.8	4.5	4.8	4.4	4.8	4.5

2年度決算(千円)	予算額		特定財源内訳及び補正事項								
		722,425									
		708,769	(国)生活保護措置負担金(3/4) 521,909千円								
	財源の状況	国庫支出金	527,651	(国)被保護者就労支援事業負担金(3/4) 1,723千円							
		県支出金	17,321	(国)生活保護適正実施推進事業補助金(3/4、10/10) 4,019千円							
		地方債	0	(県)生活保護措置負担金(1/4)							
その他		0									
	一般財源	163,797									

3 事務事業を構成する予算科目

番号	会計	款	項	目	大 事 業	中 事 業	予算額	決算額	中事業名(科目名称)
1	1	3	3	1	10	1	10,281	7,691	適正実施推進事業費
2	1	3	3	1	11	1	707,945	696,880	生活保護措置費
3	1	3	3	1	1	3	4,199	4,198	会計年度任用職員人件費
4									
5									
6									
7									
振り返り課題認識		<p>・生活保護制度は、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。就労支援員によるハローワークとの連携による自立支援の推進を行うとともに、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度は重層的なセーフティネットの構築を目指すことから、両制度の一体的・連続的な支援の実施が重要です。</p>							
上記の課題解決のための有効策		<p>・受給世帯に対し、保護制度に則り、査察指導員の指導、助言のもと、地区担当員（ケースワーカー）が援助方針に基づき適正実施に努めます。また、生活困窮者自立支援事業を委託している飯田市社会福祉協議会のまいさば飯田等との連携を強化し、保護制度との一体的・連続的な支援を実施します。</p>							
次年度に向けての取り組み		<p>・自立に向けて稼働年齢層である被保護者に対して、就労支援員と地区担当員が連携を密にし、ハローワークにつなげていきます。また新たに実施される被保護者健康管理支援事業により保健師等と協力し生活習慣病等の予防対策を実施します。 ・不正受給に対する調査や医療扶助の適正化を継続的に実施します。</p>							